



宮 崎 県 公 報

令和 2 年 3 月 5 日 (木曜日) 第 86 号

発 行 宮 崎 県

印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 41,700 円

目 次

規 則	頁		頁
○県立芸術劇場管理規則の一部を改正する規則… (みやざき文化振興課)	1	○保安林の指定施業要件の変更予定の通知 (2件)	11
○企業局職員定数配置規則の一部を改正する規則… (人事課)	7	○豚産肉能力直接検定規程を廃止する告示… (畜産振興課)	12
○病院局職員定数配置規則の一部を改正する規則… (")	7	○道路の区域の変更… (道路保全課)	12
○公有財産取扱規則の一部を改正する規則… (財産総合管理課)	7	訓 令	
○県立産業技術専門校規則の一部を改正する規則 (雇用労働政策課)	8	○賠償等審査会規程の一部を改正する訓令… (会計課)	12
告 示		公 告	
○民有林の保安林の指定予定… (自然環境課)	10	○建設業法に基づく建設業者の許可の取消し… (管理課)	12
○保安林の指定予定の通知 (3件) … (")	10	病院局公告	
○保安林の指定解除の予定の通知… (")	11	○落札者等の公告…	13
○保安林の指定施業要件の変更… (")	11	県議会告示	
		○宮崎県議会議事事務局の組織等に関する規程の一部	
		を改正する告示…	14

規 則

県立芸術劇場管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 2 年 3 月 5 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県規則第 9 号

県立芸術劇場管理規則の一部を改正する規則

県立芸術劇場管理規則 (平成 5 年宮崎県規則第 47 号) の一部を次のように改正する。

別記様式第 1 号から別記様式第 4 号までを次のように改める。

別記
様式第 1 号 (第 4 条関係)

県立芸術劇場施設等利用許可申請書

申請番号					年 月 日
宮崎県知事 殿 (指定管理者 様)					
申請者	住 所 _____ 氏名又は団体名称 _____ 代表者氏名 _____ 電 話 _____ F A X _____				
利用責任者	住 所 _____ 氏 名 _____ 電 話 _____ F A X _____				
※法人にあつては、主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名を記入してください。					
県立芸術劇場の施設等を利用したいので、県立芸術劇場管理規則第 4 条第 1 項の規定により、次のとおり申請します。					
行 事 の 名 称					
行 事 の 内 容					
利 用 日	利用施設	利用時間	利用予定人数	使用料 (利用料金)	
対 象 者				小 計	
入 場 料 (最 高 額)				加 算 額	
附属設備等 (※) の利用	□有 (別紙のとおり) □無			附属設備等 使用料 (利用料金)	
				減 額	
				合 計	

(注) 1 附属設備等 (※印) とは、「附属設備、備品又は持込電気器具」のことをいいます。利用の有無は、該当する□にレ印をつけてください。
2 「使用料 (利用料金)」の欄は、記入しないでください。

別紙

区分	品名	数量	備考	区分	品名	数量	備考
舞 台 設 備				楽 器			
照 明 設 備				映 写 設 備			
音 響 設 備				そ の 他			
音 響 設 備				持 込 電 気 器 具			

様式第 2 号 (第 5 条関係)

県立芸術劇場施設等利用許可書

申請番号		文 書 番 号 年 月 日		
申請者	氏名又は団体名称			
	代表者氏名			
	電 話			
	F A X			
利用責任者	住 所			
	氏 名			
	電 話			
	F A X			
宮崎県知事 印 (指定管理者 印)				
年 月 日付けで申請のあった県立芸術劇場の施設等の利用については、 県立芸術劇場管理規則第 5 条第 1 項の規定により、次のとおり許可します。				
行 事 の 名 称				
行 事 の 内 容				
利 用 日	利用施設	利用時間	利用予定人数	使用料 (利用料金)
対 象 者			小 計	
入 場 料 (最 高 額)			加 算 額	
附 属 設 備 等 の 利 用	<input type="checkbox"/> 有 (別紙のとおり) <input type="checkbox"/> 無		附 属 設 備 等 使 用 料 (利 用 料 金)	
			減 額	
			合 計	

様式第 3 号 (第 7 条関係)

県立芸術劇場施設等利用変更許可申請書

申請番号				年	月	日
<p>宮崎県知事 殿 (指定管理者 様)</p> <p>申請者 住 _____ 所 氏名又は団体名称 _____ ※法人にあつては、主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名 を記入してください。</p> <p>年 月 日付け第 _____ 号で許可のあつた県立芸術劇場の施設等の利用 を変更したいので、県立芸術劇場管理規則第 7 条第 1 項の規定により、次のとおり 申請します。</p>						
利用日 / 利用時間 / 入場料 / その他						
変更前						
変更後						
備 考 (変更理由等)					使 用 料 (利用料金)	
					合 計	
					既 納 額	
					増 加 額	
				還 付 額		

添付書類

県立芸術劇場施設等利用許可書の写し

様式第 4 号 (第 7 条関係)

県立芸術劇場施設等利用変更許可書

申請番号		年	月	日
申請者	氏名又は団体名称			
	代表者氏名			
利用責任者	住	所		
	氏	名		
	電	話		
			宮崎県知事	印
			(指定管理者	印)
<p>年 月 日付けで申請のあった県立芸術劇場の施設等の利用の変更については、県立芸術劇場管理規則第 7 条第 1 項の規定により、次のとおり許可します。</p>				
<p>利用日 / 利用時間 / 入場料 / その他</p>				
変更前				
変更後				
備 考			使用料 (利用料金)	
			合 計	
			既 納 額	
			増 加 額	
		還 付 額		

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

企業局職員定数配置規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月5日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県規則第10号

企業局職員定数配置規則の一部を改正する規則

企業局職員定数配置規則（昭和32年宮崎県規則第20号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
第2条 職員の定数は、 <u>117人</u> とする。	第2条 職員の定数は、 <u>126人</u> とする。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

病院局職員定数配置規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月5日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県規則第11号

病院局職員定数配置規則の一部を改正する規則

病院局職員定数配置規則（平成18年宮崎県規則第42号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
第2条 職員の定数は、 <u>1,387人</u> とする。	第2条 職員の定数は、 <u>1,520人</u> とする。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

公有財産取扱規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月5日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県規則第12号

公有財産取扱規則の一部を改正する規則

公有財産取扱規則（昭和39年宮崎県規則第20号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(貸付けに係る債権の保全)</p> <p>第18条 [略]</p> <p><u>2</u> 連帯保証人が不適当と認められるに至ったときは、直ちに新たな連帯保証人を立てさせ、<u>公有財産借受連帯保証人変更届</u>（別記様式第7号）を提出させなければならない。</p> <p><u>3・4</u> [略]</p> <p>(火災保険に関する事項)</p> <p>第30条 部局の長は、その管理する公有財産で、次の各号のいずれかに該当し、火災保険契約を締結する必要があると認めるものについては、毎会計年度の開始前、あらかじめ当該会計年度の期間を契約期間として火災保険契約締結要請書（別記様式第20号）により、総務部長に火災保険契約の締結を要請しなければならない。</p>	<p>(貸付けに係る債権の保全)</p> <p>第18条 [略]</p> <p><u>2</u> 前項の規定により保証契約を締結する場合は、<u>契約書に、当該保証契約に係る保証の対象及び極度額（当該保証契約が民法（明治29年法律第89号）第465条の2第1項に規定する個人根保証契約である場合に限る。）</u>その他必要な事項を約定しなければならない。<u>次項の規定により新たに保証契約を締結する場合も、同様とする。</u></p> <p><u>3</u> 連帯保証人が不適当と認められるに至ったときは、直ちに新たな連帯保証人を立てさせ、<u>公有財産借受連帯保証人変更申請書</u>（別記様式第7号）を提出させなければならない。</p> <p><u>4・5</u> [略]</p> <p>(火災保険に関する事項)</p> <p>第30条 部局の長は、その管理する公有財産（<u>県宮住宅を除く。</u>以下この条において同じ。）で、次の各号のいずれかに該当し、火災保険契約を締結する必要があると認めるものについては、毎会計年度の開始前、あらかじめ当該会計年度の期間を契約期間として火災保険契約締結要請書（別記様式第20号）により、総務部長に火災保険契約の締結を要請しなければならない。</p>

(1)~(4) [略]
 2・3 [略]
 (準用)
 第36条 [略]
 2 第30条の規定は、第33条の規定により教育長及び警察本部長に委任した公有財産に関する事務に係る火災保険の付保について準用する。この場合において、「部局の長」とあるのは、「教育長又は警察本部長」と読み替えるものとする。

別表 (第4条の2関係)

専決者	専決事項
[略]	
財産総合管理課長	火災保険の付保に関すること。

様式第7号 (第18条関係)

公有財産借受連帯保証人変更届

[略]

上記の公有財産借受けに係る借受人の連帯保証人が次のとおり変更されました。

[略]

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

県立産業技術専門校規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月5日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県規則第13号

県立産業技術専門校規則の一部を改正する規則

県立産業技術専門校規則 (平成15年宮崎県規則第39号) の一部を次のように改正する。

別記様式第1号を次のように改める。

(1)~(4) [略]
 2・3 [略]
 (準用)
 第36条 [略]
 2 第30条の規定は、第33条の規定により教育長及び警察本部長に委任した公有財産に関する事務に係る火災保険の付保について準用する。この場合において、「部局の長」とあるのは「教育長又は警察本部長」と、「公有財産 (県営住宅を除く。以下この条において同じ。)」とあるのは「公有財産」と読み替えるものとする。

別表 (第4条の2関係)

専決者	専決事項
[略]	
財産総合管理課長	火災保険の付保に関すること (<u>県営住宅に係るものを除く。</u>)。

様式第7号 (第18条関係)

公有財産借受連帯保証人変更申請書

[略]

上記の公有財産借受けに係る借受人の連帯保証人を次のとおり変更したいので、申請します。

[略]

別記

様式第 1 号 (第 5 条関係)

<p style="text-align: center;">写 真</p> <p style="text-align: center;">縦 4 cm×横 3 cm</p> <p style="text-align: center;">正面・上半身脱帽</p> <p style="text-align: center;">背景なしの写真で</p> <p style="text-align: center;">出願前 3 月以内に</p> <p style="text-align: center;">撮影したものに限</p> <p style="text-align: center;">る。</p>

入 校 願 書

年 月 日

県立産業技術専門校長 殿

(ふりがな)

氏 名

私は、県立産業技術専門校に入校したいので、関係書類を添えてお願いします。
 県立産業技術専門校 (高鍋校)

氏 名		生年月日	年 月 日生 (歳)
住 所	〒	電話番号	()
※保護者	氏 名	本人との関係	
	住 所	〒	
希望する 訓練科名	第 1 希望の訓練科		第 2 希望の訓練科

備考 ※欄は、本人が未成年の場合のみ記入すること。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。
(用紙に関する経過措置)
- 2 この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の県立産業技術専門校規則の規定に定める様式による用紙は、当分の間、所要の事項を適宜補正して使用することができる。

告 示

宮崎県告示第 160号

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする予定である。

令和2年3月5日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 民有林の保安林予定森林の所在場所 日向市東郷町坪谷字石原136-59、136-63、136-己-1、136-己-2、136-己-7、136-戊-2、字本村302-2（次の図に示す部分に限る。）、137-7から137-13まで、137-22、137-30、137-34、147-乙、300、301、302-1、302-3から302-5まで、303-1
- 2 指定の目的 水源の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 - 次のとおりとする。
 - （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに日向市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 161号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和2年3月5日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 都城市山田町山田字大迫原7675-8、7675-10
- 2 指定の目的 水源の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 - 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び北諸県農林振興局並びに都城市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 162号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和2年3月5日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 西臼杵郡五ヶ瀬町大字三ヶ所字日陰平6933-1、6933-5、6933-6、6933-8、6933-10
- 2 指定の目的 水源の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は択伐による。
字日陰平6933-1（次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 - 次のとおりとする。
 - （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び西臼杵支庁並びに五ヶ瀬町役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 163号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和2年3月5日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 児湯郡西米良村大字村所字山中633-2（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
 - 次のとおりとする。
 - （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び西臼杵支庁並びに西臼杵町役場に備え置いて縦覧に供する。）

係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び児湯農林振興局並びに西米良村役場に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 164号

森林法(昭和26年法律第 249号)第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。

令和2年3月5日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 解除予定保安林の所在場所 東諸県郡綾町南俣字大口5692-1
(次の図に示す部分に限る。)

2 保安林として指定された目的 水源の涵養

3 解除の理由 道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県環境森林部自然環境課及び中部農林振興局並びに綾町役場に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 165号

森林法(昭和26年法律第 249号)第33条の2の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する。

令和2年3月5日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

一(一) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 宮崎県東臼杵郡諸塚村(次の図に示す部分に限る。)

(二) 指定の目的 水源の涵養

(三) 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種を定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

二(一) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 宮崎県東臼杵郡門川町・諸塚村(以上一町一村については、次の図に示す部分に限る。)

(二) 指定の目的 土砂の流出の防備

(三) 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

三(一) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 宮崎県東臼杵郡門川町(次の図に示す部分に限る。)

(二) 指定の目的 魚つき

(三) 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定め

る標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

四(一) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 宮崎県小林市(次の図に示す部分に限る。)

(二) 指定の目的 公衆の保健

(三) 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種を定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び関係農林振興局並びに関係市役所及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 166号

森林法(昭和26年法律第 249号)第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

令和2年3月5日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 西臼杵郡五ヶ瀬町大字三ヶ所字日陰平6933-1

2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び西臼杵支庁並びに五ヶ瀬町役場に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 167号

森林法(昭和26年法律第 249号)第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

令和2年3月5日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 児湯郡西米良村大字村所字山中 633-2

2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所

在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は省略し、関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び児湯農林振興局並びに西米良村役場に備え置いて縦覧に供する。)

豚産肉能力直接検定規程を廃止する告示をここに公表する。

令和 2 年 3 月 5 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県告示第 168号

豚産肉能力直接検定規程を廃止する告示

豚産肉能力直接検定規程（昭和51年宮崎県告示第 408号）は、廃止する。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

宮崎県告示第 169号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和 2 年 3 月 5 日から同年同月19日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和 2 年 3 月 5 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
109	県道	飯野松山都城線	都城市梅北町6016番地先から同市同町1418番1地先まで	旧	10.2～27.9	1,797.6
				新	—	—

訓 令

賠償等審査会規程の一部を改正する訓令をここに公表する。

令和 2 年 3 月 5 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

訓令第 1 号

本 庁
各 出 先 機 関
教育委員会事務局
人事委員会事務局
警 察 本 部
労働委員会事務局
監 査 事 務 局
県 議 会 事 務 局

賠償等審査会規程の一部を改正する訓令

賠償等審査会規程（平成19年訓令第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(設置)</p> <p>第 1 条 職員の賠償等に関する次の事項を審査するため、賠償等審査会（以下「審査会」という。）を置く。</p> <p>(1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第 243条の 2 に規定する職員の賠償責任に関する事項（損害の有無及び額、事故に係る職員並びに故意又は過失の有無の審査に限る。）</p> <p>(2) [略]</p>	<p>(設置)</p> <p>第 1 条 職員の賠償等に関する次の事項を審査するため、賠償等審査会（以下「審査会」という。）を置く。</p> <p>(1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第 243条の 2 の 2 に規定する職員の賠償責任に関する事項（損害の有無及び額、事故に係る職員並びに故意又は過失の有無の審査に限る。）</p> <p>(2) [略]</p>

附 則

この訓令は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

公 告

建設業法（昭和24年法律第 100号）第29条第 1 項の規定により、建設業者許可を次のとおり取り消した。

令和 2 年 3 月 5 日

宮崎県知事 河野俊嗣

処分を受けた建設業者				処分の内容		処分の原因となった事実	処分をした年月日
許可番号	商号又は名称	代表者の氏名	主たる営業所の所在地	許可の区分	取り消した業種		
宮崎県知事許可(般-28)第100号	坂東塗工(株)	坂東 照造	宮崎県宮崎市江平中町5-9	一般	塗装工事業	令和2年1月20日付で廃業した旨の届け	令和2年1月20日(全廃業)
宮崎県知事許可(般-27)第2786号	(有)仁田脇組	小坂 ヒサ子	宮崎県宮崎市江平中町3-8	一般	土木工事業、とび・土工工事業、舗装工事業	令和2年1月17日付で廃業した旨の届け	令和2年1月17日(全廃業)
宮崎県知事許可(般-28)第3583号	益六工業所	益留 六雄	宮崎県都城鷹尾3-26-5	一般	左官工事業	令和2年1月22日付で廃業した旨の届け	令和2年1月22日(全廃業)
宮崎県知事許可(般-26)第6147号	(有)蚊口工務店	蚊口 正治	宮崎県東諸県郡綾町大字南保793-1	一般	建築工事業	令和2年1月27日付で廃業した旨の届け	令和2年1月27日(全廃業)
宮崎県知事許可(般-28)第7312号	西村建設	西村 光高	宮崎県延岡市大門町67-1	一般	土木工事業、建築工事業、大工工事業	令和2年1月17日付で廃業した旨の届け	令和2年1月17日(全廃業)
宮崎県知事許可(特-28)第9334号	(株)大建	長友 伸也	宮崎県都城山田町山田6057-4	特定	土木工事業、建築工事業、大工工事業、とび・土工工事業、石工事業、管工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、塗装工事業、水道施設工事業、解体工事業	令和2年1月31日付で廃業した旨の届け	令和2年2月3日(全廃業)
宮崎県知事許可(般-27)第12756号	(株)銀河興産	濱松 義彦	宮崎県延岡市三須町911	一般	土木工事業、とび・土工工事業、管工事業、舗装工事業、塗装工事業、水道施設工事業、解体工事業	令和2年1月10日付で廃業した旨の届け	令和2年1月10日(全廃業)
宮崎県知事許可(般-28)第12867号	(有)アルバ・イルマーレ	椎葉 重夫	宮崎県宮崎市大字島之内2279-2	一般	左官工事業、内装仕上工事業	令和2年1月15日付で廃業した旨の届け	令和2年1月15日(全廃業)
宮崎県知事許可(般-27)第7796号	(株)正英電機工業	宮崎 英治	宮崎県宮崎市城ヶ崎1-6-29	一般	管工事業、機械器具設置工事業、電気通信工事業	令和2年1月21日付で廃業した旨の届け	令和2年1月21日(一部廃業)
宮崎県知事許可(般-27)第12100号	(有)児玉内装	児玉 竹志	宮崎県日向市大字平岩2167	一般	建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業	令和2年1月6日付で廃業した旨の届け	令和2年1月6日(一部廃業)

病院局公告

落札者等の公告

一般競争入札により落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和2年3月5日

宮崎県病院局長 桑山 秀彦

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
院内文書管理システム 一式

- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
宮崎県病院局経営管理課県立病院整備推進室調整担当
- 3 落札者を決定した日
令和元年12月26日
- 4 落札者の氏名及び住所
富士通株式会社宮崎支店
宮崎市錦町1番10号
- 5 落札金額
42,163,000円
- 6 一般競争入札の公告を行った日

令和元年12月16日

県議会告示

宮崎県議会事務局の組織等に関する規程の一部を改正する告示をここに公表する。

令和2年3月5日

宮崎県議会議長 丸 山 裕次郎

宮崎県議会告示第 1 号

宮崎県議会事務局の組織等に関する規程の一部を改正する告示

宮崎県議会事務局の組織等に関する規程（昭和25年議会事務局規程第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>目次</p> <p>第1章～第4章 [略]</p> <p>第5章 <u>服務</u>（第10条－第12条）</p> <p>第6章 <u>委任</u>（第13条）</p> <p>附則</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 前項に規定する職のほか、書記の職として必要に応じて次の職を置く。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) [略]</p> <p>(4)～(11) [略]</p> <p>3 <u>その他の職員の職として技術員</u>を置く。</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2 参事は、上司の命を受けて、<u>局</u>の特定の事務を掌理する。</p> <p>3 [略]</p> <p>4 副参事は、上司の命を受けて、<u>局</u>の特定の事務を掌理する。</p> <p>5 [略]</p> <p>6 [略]</p> <p>7～14 [略]</p> <p>15 <u>技術員</u>は、上司の命を受けて、<u>技能</u>又は<u>労務</u>に従事する。</p> <p>第4条 各課の事務分掌は次のとおりである。</p> <p>総務課</p> <p>(1) <u>文書の収発及び保存編さんに関すること</u></p> <p>(2) <u>公印の保管に関すること</u></p> <p>(3) <u>職員の任免及び賞罰に関すること</u></p> <p>(4) <u>職員の服務及び規律に関すること</u></p> <p>(5) <u>議長の秘書に関すること</u></p> <p>(6) <u>儀式交際及び渉外に関すること</u></p> <p>(7) <u>職員の福利厚生に関すること</u></p> <p>(8) <u>議員の議員報酬及び費用弁償その他諸給与に関すること</u></p> <p>(9) <u>議員の身分、叙位叙勲及び表彰に関すること</u></p> <p>(10) <u>議員の資産等の公開に関すること</u></p>	<p>目次</p> <p>第1章～第4章 [略]</p> <p>第5章 <u>委任</u>（第10条）</p> <p>附則</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 前項に規定する職のほか、書記の職として必要に応じて次の職を置く。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p><u>(3) 副参事補</u></p> <p><u>(4) [略]</u></p> <p><u>(5) 専門主幹</u></p> <p><u>(6)～(13) [略]</u></p> <p>3 <u>前2項に規定する職のほか、必要に応じて会計年度任用職員</u>を置く。</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2 参事は、上司の命を受けて、<u>事務局</u>の特定の事務を掌理する。</p> <p>3 [略]</p> <p>4 副参事は、上司の命を受けて、<u>事務局</u>の特定の事務を掌理する。</p> <p>5 [略]</p> <p><u>6 副参事補</u>は、上司の命を受けて、<u>課</u>の特定の事務を掌理する。</p> <p><u>7 [略]</u></p> <p><u>8 専門主幹</u>は、上司の命を受けて、<u>専門知識及び経験を必要とする課</u>の特定の事務を掌理する。</p> <p><u>9～16 [略]</u></p> <p><u>17 会計年度任用職員</u>は、上司の命を受けて、<u>事務</u>又は<u>技術</u>に従事する。</p> <p>第4条 各課の事務分掌は、<u>次のとおりとする。</u></p> <p>総務課</p> <p>(1) <u>議長及び副議長の秘書に関すること。</u></p> <p>(2) <u>議員の身分及び福利厚生に関すること。</u></p> <p>(3) <u>議員（過去に議員であった者を含む。）の叙位叙勲及び表彰に関すること。</u></p> <p>(4) <u>議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関すること。</u></p> <p>(5) <u>政務活動費に関すること。</u></p> <p>(6) <u>議員の資産等の公開に関すること。</u></p> <p>(7) <u>政治倫理審査委員会に関すること。</u></p> <p>(8) <u>宮崎県議会災害等対策協議会及び防災に関すること。</u></p> <p>(9) <u>議会関係庁舎、議長公舎及び議員寮の維持及び管理に関すること。</u></p> <p>(10) <u>議会の本会議の傍聴に関すること。</u></p>

- (11) 政治倫理審査委員会に関すること
- (12) 職員の給料その他諸給与に関すること
- (13) 議会費の予算及び決算に関すること
- (14) 出納及び収支の伴う事件に関すること
- (15) 物品の購入、保管及び貸与に関すること
- (16) 議長会議及び事務局長会議に関すること
- (17) 連絡調整課長会議に関すること
- (18) 情報公開に関すること
- (19) 個人情報の保護に関すること
- (20) 議会関係諸規定の制定改廃に関すること
- (21) 議員の共済年金に関すること
- (22) 議事堂の管理及び取締りに関すること
- (23) 議会の傍聴に関すること
- (24) 公舎及び議員寮に関すること
- (25) 各課との連絡調整に関すること
- (26) 他課の所管に属さないこと

議事課

- (1) 議会の本会議に関すること
- (2) 議案の收受及び配布に関すること
- (3) 会議の調整編さんに関すること（政策調査課の主管に属するものを除く。）
- (4) 会議結果報告及び議決証明等に関すること
- (5) 議会運営委員会に関すること
- (6) 常任委員会に関すること
- (7) 決算特別委員会に関すること
- (8) 請願及び陳情に関すること
- (9) 全員協議会に関すること
- (10) 議会史の編さんに関すること
- (11) その他議会の議事に関すること
- (12) 議員の会派に関すること

政策調査課

- (1) 特別委員会に関すること（決算特別委員会を除く。）
- (2) 県政の諸問題に関する政策調査及び資料の収集に関すること
- (3) 議会情報図書センターに関すること（図書室の運営を含む。）
- (4) 議会の広報及び広聴に関すること
- (5) 官報、公報、新聞その他各種刊行物の整理保管に関すること

第5条 事務の分担は、課長が定める。

第6条 特別の必要があるときは前条の規定にかかわらず、議長は課員を指定して事務を処理せしめ、又は他課の事務を兼務せしめることができる。

第10条 勤務時間に事故あるときは休暇処理簿により届出なければならない。

第11条 欠勤又は休暇をとるものは、前日にその事由を局長又は課長に届け出なければならない。

2 欠勤者及び出張を命じられた者は自己の担務中急を要するものは適宜の処理をとり事務を遅滞させてはならない。

第12条 職員の出張は旅行命令書により決裁を受け、帰庁したときは直に復命書を提出しなければならない。ただし、軽易の事項は口頭復命することができる。

第13条 この規程に定めるもののほか、事務の処理及び職員の勤務については、局長が別に定める。

- (11) 議長会議及び事務局長会議に関すること。
- (12) 情報公開に関すること。
- (13) 個人情報の保護に関すること。
- (14) 議会関係諸規程の制定改廃に関すること。
- (15) 文書の收受及び発送に関すること。
- (16) 公印に関すること。
- (17) 職員の進退、賞罰、身分及び服務に関すること。
- (18) 職員の給与及び福利厚生に関すること。
- (19) 議会費の予算、決算及び出納に関すること。
- (20) 物品の購入、保管及び貸与に関すること。
- (21) 事務局内の連絡調整に関すること。
- (22) 事務局内の事務で他課の所管に属さないこと。

議事課

- (1) 議会の本会議に関すること。
- (2) 議案の收受及び配布に関すること。
- (3) 会議の調整編さんに関すること（政策調査課の主管に属するものを除く。）。
- (4) 会議結果報告及び議決証明等に関すること。
- (5) 議会運営委員会に関すること。
- (6) 常任委員会に関すること。
- (7) 決算特別委員会に関すること。
- (8) 請願及び陳情に関すること。
- (9) 全員協議会に関すること。
- (10) 議会史の編さんに関すること。
- (11) その他議会の議事に関すること。
- (12) 議員の会派に関すること。

政策調査課

- (1) 特別委員会に関すること（決算特別委員会を除く。）。
- (2) 県政の諸問題に関する政策調査及び資料の収集に関すること。
- (3) 議会情報図書センターに関すること（図書室の運営を含む。）。
- (4) 議会の広報及び広聴に関すること。
- (5) 官報、公報、新聞その他各種刊行物の整理保管に関すること。

第5条 事務の分担は、各課長が定める。

第6条 特別の必要があるときは、前条の規定にかかわらず、議長は課員を指定して事務を処理させ、又は他課の事務を兼務させることができる。

第10条 この規程に定めるもののほか、事務の処理及び職員の服務については、局長が別に定める。

別表第 1 (第 9 条関係)

局長専決事項

1～3 [略]

4 臨時的職員の雇用に関する事

5～8 [略]

別表第 1 (第 9 条関係)

局長専決事項

1～3 [略]

4 会計年度任用職員及び臨時的任用職員の任用に関する事

5～8 [略]

附 則

この告示は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。